



学校教育目標 社会に貢献しながら、
自立する生徒の育成
～気づき、考え、実行する～

やまゆり

校訓 「和の心」

指導重点

- ① 居心地がよく、やる気のある
学級集団・学校づくり
- ② 確かな学力の育成
- ③ 健やかな身体の育成
- ④ 豊かな心の育成
- ⑤ 生徒の良さを伸ばし、課題を
解決するための「連携・協働」を推進する

中学生は“まだ子供？” “もう大人？”

中学生のこの時期は、“大人”へと心身ともに大きく成長する時期ですが、まだまだ“子ども”でいたいと思うこともあります。生徒は、ある時は“大人”のように、ある時は“子ども”のように振る舞い、生活しています。

そして、様々なことで悩みながらも“自分らしさ(アイデンティティ)”を探し求めていきます。友達とのつきあい方、家庭のこと、中学卒業後の進路、日々の勉強、自身のこと等々、悩みは尽きませんし、悩みの程度も、人それぞれでしょう。

今回の学校だよりでは、そんな生徒たちを支える、本校の相談体制を取り上げます。



1 毎日の生活ノート(Foresight)の活用

生徒は、Foresightを活用して「1日の振り返り」や家庭学習の計画を立てます。悩みや心配ごと、困ったこと等がある場合、「顔マーク」にチェックを入れます。



先生方は、これをSOSのサインとして捉え、学年担当職員が声かけを行います。これは、生徒会役員が“いじめ等の早期発見に活かして欲しい”という要望で実現したものだと思っています。

2 「きずなの日」…全校生徒「相談の日」の設定

山梨県教育委員会では、教職員が「子供と向き合う時間の確保」として、「きずなの日(毎月2回、年間20回以上)」を設けて取り組むことを推進しています。

本校では、この日を全校生徒「相談の日」と位置づけて活用しています。校長や教頭の管理職にも相談してくる生徒もいます。相談内容は様々です。

3 スクールカウンセラー(SC)の活用

本校では、年間74時間、月2回程度、SCが勤務しています。SCは、学校教育法施行規則により、その職務が規定され「…(生徒の)心理に関する支援に従事する」とあります。「公認心理士」等の資格を持つ心理分野の専門家です。生徒の相談の他、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における生徒の心のケア等、その業務は多岐にわたり、大きな役割を果たしています。

4 スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用

SSWについても、学校教育法施行規則により、その職務が規定され「…(生徒の)福祉に関する支援に従事する」とあります。「社会福祉士」や「精神保健福祉士」等の資格をもつ福祉分野の専門家です。ただし、すべての学校に配置されているわけではなく、富士・東部地域での配置となっています。

「福祉」とは“すべての人が幸せに生活するための取り組み”のことです。SSWは、その環境を整える役割を果たしています。

5 WEBQUの活用

年3回、WEBQUを行い、生徒の人間関係や学級の雰囲気把握しています。

また、外部の専門家(QUを開発した早稲田大学の河村研究室の先生)に、年に数回、来校していただき、生徒のアセスメント(見立て)の研修を行っています。

6 日常の観察、面接、そして共有

複数の教職員で、観察、面接を行い、週1回代表者会議で、情報を共有して、組織的に対応しています。朝の打ち合わせ等でも情報共有を行う場合もあります。WEBQUと合わせて、支援に役立ちます。

7 関係諸機関との連携

学校だけでは、判断がつかないことや対応が難しい場合、関係諸機関(村教委、村住民健康課、学校医、児童相談所、富士・東部教育事務所、県総合教育センター等)と連携できる体制を整えています。

8 様々な相談機関の活用 ～24時間・365日～

厚生労働省では、悩みを抱えている人の事情や年代等に合わせて、電話相談、SNS相談の窓口を紹介しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。どうぞ、気軽に相談してみてください。